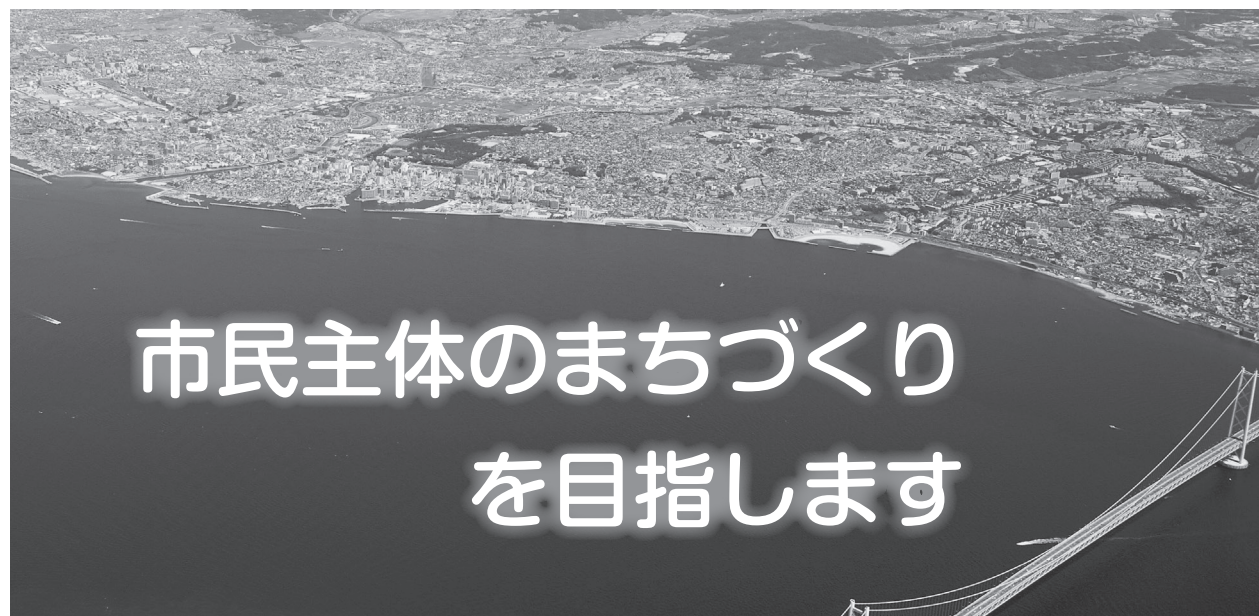


# 明石市自治基本条例が施行されました

[http://www.city.akashi.hyogo.jp/soumu/soumu\\_ka/jiti\\_kihon/index.html](http://www.city.akashi.hyogo.jp/soumu/soumu_ka/jiti_kihon/index.html)

平成22年(2010年)6月1日発行  
編集・発行/明石市総務部総務課  
〒673-8686  
明石市中崎1丁目5番1号  
電話 918-5005  
FAX 918-5103



## 市民主体のまちづくりを目指します

市民が主体となったまちづくり（市民自治）のルールや仕組みを定めた、「明石市自治基本条例」が4月1日から施行されました。条例の制定にあたっては、学識経験者や市民団体、公募市民などからなる検討委員会の提言を踏まえて条例案を作成し、パブリックコメントや市民との意見交換会を行ったほか、市議会において、度重なる常任委員会での熱心な審議を経て、本年3月定例市議会が可決、制定されました。

この特集は市民の皆さんに広く条例の趣旨を理解していただき、市や市議会とともに「明石の自治」を育てていただきたいという思いを込めて制作しました。

## 自治基本条例

## Q & A

**Q** 自治基本条例について市民のみならずが疑問に思われる点をQ&Aとしてまとめました。

**A** 市民主体のまちづくりを推進していくため、市民と市との情報の共有、参画と協働によるまちづくりや、自治を担う主体である市民、市議会、市長の役割など自治の基本となるルールを定めたいものです。

**Q** この条例によって何がかわりますか？

**A** これまで以上に市の政策等の計画段階から実施、評価に至る様々な段階で市民の皆さんの市政への関わりが多くなります。また、地域のまちづくりにおいても市民の皆さんが主体的に取組みを進めることができます。



**Q** この条例で「市民」とはだれを指しているのですか？

**A** 一般的には、市内に住所のある人を「市民」として考えますが、この条例では、まちづくりを考えるに当たって、できるだけ幅広く市民を捉えることとし、市内に住所のある人のほか、市内で働き、学ぶ人、また、事業活動や市民活動を行う人や団体（事業者等）も含めて「市民」として扱います。

**Q** 市民は市政にどのように参画できるのですか？

**A** 自治の主体は市民であって、市民の市政への参画の機会が保障されることが基本原則に定められています。これから市民の皆さんが市に対してご意見やご提案をいただいていたが、それを制度として定めて、より積極的に市政に参画できるようにするものですが、どのような方法やルールで行うかについては、この条例を受けて、今後具体的な仕組みを考えていきます。

**Q** 自治基本条例にある住民投票とはどのような制度ですか？

**A** 将来にわたって市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項（全国での住民投票の実施事例は、合併問題、原子力発電所施設建設問題、米軍基地問題などです。）について、住民の意思を直接確認する制度です。明石市では、一定の要件を満たして、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、議会に付議することなく、住民投票を実施するといふ、いわゆる「常設型」の住民投票の仕組みを定めています。

**Q** 協働のまちづくりとは？

**A** 市民と市、市民同士が、それぞれの知恵や経験、専門性などの資源を生かし、尊重し合いながら、果たすべき役割と責任を自覚し、共に考え、共に力をあわせることにより、より良いまちを築き上げていくことです。

**Q** なぜ条例の制定までに長い時間をかけたのですか？

**A** この条例は、明石市の自治の基本を定める重要な条例です。市だけで検討するのではなく、幅広い市民のご意見をお聞きしながら、学識経験者や各種団体の代表者、公募市民による明石市自治基本条例検討委員会において十分に検討を重ねてきました。また、この条例をよりよいものにしていくため、市議会でも時間をかけて慎重に審議が行われました。

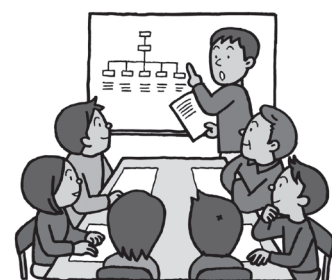
**Q** この条例は、自治の基本を定めるものであるからこそ、社会情勢に適合しているかどうか、あるいは市民や市長等、市議会、

民のご意見をお聞きしながら、学識経験者や各種団体の代表者、公募市民による明石市自治基本条例検討委員会において十分に検討を重ねてきました。また、この条例をよりよいものにしていくため、市議会でも時間をかけて慎重に審議が行われました。

このように、時間をかけて市民、市議会、行政が一緒になって、この条例はできました。

**Q** この条例は見直しをするのですか？

**A** この条例は、自治の基本を定めるものであるからこそ、社会情勢に適合しているかどうか、あるいは市民や市長等、市議会、



## 第1回まちづくり講演会

### 一明石市自治基本条例の制定を記念して一 6月26日(土) 市民会館

市では、明石市自治基本条例の制定を記念してまちづくり講演会を開催します。ぜひ、ご参加ください。

**日時** 6月26日(土)  
午後1時30分～午後3時30分  
(開場は午後1時)

**会場** 市民会館(中ホール)

**内容** 演題「分かち合い」の経済学

**講師** 神野直彦氏  
(東京大学名誉教授・地方財政審議会会長他)

**費用** 無料

**定員** 400人(申込み不要、先着順)  
直接会場へお越しください

**問い合わせ** 総務課(☎918-5005)



## 新しいはじまり



山下 淳  
明石市自治基本条例  
検討委員会会長  
(関西学院大学教授)

自治基本条例が制定されました。明石の自治が新しい段階に入ったのだと感じています。自治基本条例とは、市民・市議会・市行政部局という明石の自治を担うみなさんに、まさに「担っていただくべきこと」をあらためて示すものだと考えています。熱い思いで議論を積み上げてこ



自治基本条例フォーラムにて

られた検討委員会の委員のみなさん、真摯な検討をいただいた市議会のみならず、しっかりと支えていただいた市の行政部局のみなさん、そして、暖かく見守りつつ厳しく叱咤激励していただいた市民のみならず、条例づくりがそのままたちからの明石の自治の取り組みの姿でした。

しかし、自治基本条例は、市民・議会・行政の日々のまちづくり活動のなかに根づいて、まちづくり活動をよりよくするために活用されてこそ意味があります。また、そのためには、さまざまな仕組みを新しく創ったり、あるいは今の仕組みを創り直していくことも不可欠です。もつと踏み込みなばい残っています。そして、なによりも、自治基本条例は、まちづくりの実践のなかで常に磨きあげ見直していかないと錆びついてしまうものです。

自治基本条例は、「これからの明石の自治の姿」を実現していくための第一歩にすぎず、これから始まるのです。みなさんで育ててくださることを願っています。

## 条例制定への取組みの背景

少子高齢社会や成熟社会といわれるような大きな社会変化、地方分権の進展、厳しい財政状況、市民との関係の変化といったことを

受けて、公共サービスの多様さと質と量の充実に、地域のことは地域で解決することが求められる状況となっています。市民、事業者

等、市議会、市長その他の執行機関が、それぞれの役割に応じてうまく連携、協力していく仕組みづくりが必要と考え、自治基本条例の制定に向けて取り組むことにしました。

## 自治基本条例とは

自治基本条例は、自治推進の理念や市民と市との情報の共有、参画と協働によるまちづくりや市政運営の原則など明石市の自治の基本を定めたものです。

そのため、他の条例や規則等は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、この条例との整合性を図りながら制定改廃や運用がされることとなります。

## 今後の取組み

自治基本条例は、これからの明石の自治を推進していくための基本的なルールや仕組みを定めたものですが、自治基本条例だけでは具体的な取組みは進められません。

自治基本条例の実効性を高めるために、市政への市民参画や協働のまちづくりを推進する条例を検討していきます。

## 明石市自治基本条例全文はこちらで

明石市自治基本条例の全文は、市ホームページや市役所2階行政情報センター、各市民センター、コミュニティ・センター、市立図書館、西部図書館でご覧いただけます。

## 自治基本条例ができると...

自治の基本原則として、市政への市民参画、協働のまちづくり、情報の共有を定めています。

**市民の参画**

自治の主体は市民であり、市民の市政への参画の機会が保障されること。

**協働のまちづくり**

市民と市、市民同士は、適切な役割分担のもとで連携し、まちづくりに取り組むこと。

**情報の共有**

市民と市、市民同士は、市民参画や協働のまちづくりを進めるに当たって、互いに情報を共有し合うこと。

## 自治基本条例の前文

大切なのは、これからの「明石の自治」の主体となっていくかなければならないのは、わたしたち市民だということ意識です。明石に住む。明石で働く。明石で活動する。わたしたちがこうあつてほしいと望むうちに、みんなが力を合わせて挑戦していく決意と行動が、新しいまちづくりのきっかけになって

いきます。明石市自治基本条例は、市民主体のより質の高いまちづくりを実現するために、市民による「参画と協働のまちづくり」と、よりよい「公共サービスの提供」を受けることができる「市政運営の実現」という、明石のまちづくりを担う全員が共有しなければならない最も大切なことを定めた、「明石の自治」の指針となるものです。

この条例が、豊かで優しさにあふれた、これからはほこりに思えるまち明石を築く大きな一歩となることを望みます。

前文では、暮らしてよかったと思える、安全で安心な豊かなまち、人をお互いに尊重し、人権を大切に、自然をいっしょに楽しむ優しさにあふれたまち「明石」を築く決意を表しています。

### ▶協働のまちづくり (第16条～20条)

#### 市長等の責務

- 市長等は、市民と共に協働の仕組みづくりに取り組みます。
- 市長等は、まちづくりのための基盤整備を図るとともに、市民との円滑な連携を図るため、市民活動への支援を行います。
- 市長等は、協働に関して職員の意識を高めます。

#### 地域コミュニティ

- 市民は、地域の多岐にわたる課題に総合的に対応するための組織(協働のまちづくり推進組織)を設立し、地域コミュニティとして協働のまちづくりを推進します。
- 協働のまちづくり推進組織が担うまちづくりの基本的な単位は、小学校区とします。

#### 協働のまちづくり推進組織

- 協働のまちづくり推進組織は、民主的で開かれた運営を行い、地域での組織づくり及び活動に当たっては、地縁による団体その他各種団体間の連携、協力を努めます。
- 協働のまちづくり推進組織は、地域での課題解決に向け、地域で意見を集約し、合意形成を図った上で、まちづくりに関する協働の提案を市長等に対して行うことができます。
- 市長等は、協働のまちづくり推進組織からまちづくりに関する協働の提案が行われた場合には、協議の上、真摯に検討し、対応します。

#### 協働のまちづくりの拠点

- 小学校区コミュニティ・センターを協働のまちづくりの拠点として位置付け、市民と市、市民同士が地域等の情報を共有する場又は地域自らが地域のまちづくりを考え実践する場、市民と市が協働するための場等まちづくりの場とします。



# まちをつくるのは 私たち市民

## キーワードは「市民参画」「情報共有」「協働」

明石市自治基本条例は前文と6つの章にわたる38の条文で構成されています。ここでは自治の主体や、市民参画、協働などまちづくりの手法と、その概要について紹介します。

- 市民は、市政に関心を持ち、積極的に参画するよう努めます。
- 市民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、まちづくりに関する互いの意見及び行動を尊重し合います。
- 事業者等は、市民と共に地域社会を構成するものとして、社会的責任を自覚し、地域との調和を図り、まちづくりの推進に寄与するよう努めます。
- 市民は、自治の主体であり、市政に参画する権利及び市政に関する情報を知る権利を有します。
- 市民は、まちづくりのための主体的又は自主的な活動を自由に行う権利を有します。
- 市民は、市民同士や市と協働したまちづくりのため、まちづくりに関する情報を知る権利を有します。
- 市民は、市政に参画しないことによって不利益な取扱いを受けることはありません。
- 事業者等は、市政に関する情報を知る権利及びまちづくりに参加する権利を有します。

### 市民

(第5条～7条)

## 自治の主体

自治を担う主体は、市民(事業者等)、市議会(議員)、市長等や市の職員が挙げられます。

これら自治を担う主体の権利や役割・責務について定めています。

なお、市政への市民参画、協働のまちづくり、情報の共有における市長等の責務については、それぞれの場合ごとに定めています。



### 市長等

(第10条～11条)

- 市長は、市政の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に、市政運営を行います。
- 市長は、毎年度、市政の基本方針を明らかにするとともに、その達成状況を市民及び市議会に報告します。
- 市長等は、市民のニーズを的確に判断し、職務の執行に当たって説明責任を果たします。
- 市長等は、それぞれ相互に連携・協力し、一体として、市政運営に当たります。
- 職員は、全体の奉仕者であり、法令を遵守し、市民に対して丁寧で分かりやすい説明に努め、公正かつ誠実に、その職務を遂行します。

### 市議会

(第8条～9条)

- 市議会は、市民の目線に立って、市政の重要事項を決定するとともに、市政に対する監視、調査を的確に行い、適正な執行を確保します。
- 市議会は、活動報告会の実施等により、議会活動について積極的に市民に情報発信するとともに、市民の意思を市政に反映するために、市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。
- 市議会議員は、市民の代表者として、市民全体の利益を優先して行動し、市民福祉の増進に寄与するとともに、自己研鑽に努め、議員としての行動規範又は道理をわきまえ、市議会の役割、責務等が果たされるよう努めます。



### ▶市政への市民参画 (第12条～15条)

#### 市長等の責務

- 市長等は、市民の市政への参画の機会を保障します。
- 市長等は、市民の意見を的確に受け止めることができるよう市民参画に関して職員の意識を高めます。

#### 市民参画の手法

- 市長等は、市民が市政に参画することができるよう多様な参画手法を用います。
- 市長等は、別に定めるところにより、市民から具体的な政策等の提案があったときは、当該政策等について検討し、その結果及び理由を原則として公表します。

#### 住民投票

- 将来にわたって明石市に重大な影響を及ぼすと考えられる事項について、住民が市長に対して住民投票の実施を請求したときは、市長は、住民投票を実施します。
- 市長等及び市議会は、住民投票の結果を尊重します。
- 住民投票の発議要件、請求手続、投票に付すべき事項、投票の資格要件、実施に関する手続その他必要な事項については、別に条例で定めます。

### ▶情報の共有 (第21条～24条)

#### 市長等の責務

- 市長等は、市民が必要とする情報を的確に把握するとともに、市政情報を適切な時期に、適切な方法で、積極的に、分かりやすく市民に公開及び提供するなど、情報の共有を図ります。
- 市長等は、別に条例で定めるところにより、積極的に各種の情報の提供又は公表を進め、情報公開を総合的に推進していくことに努めます。

#### 個人情報の保護

- 市長等は、情報の共有に当たっては、別に条例で定めるところにより、市政全体において、個人情報を保護します。

#### 市民から市長等への情報提供

- 市民は、市長等に対して積極的に必要な情報の公開若しくは提供を求め、又は地域での情報を積極的に提供し、情報の共有に努めます。

#### 市民同士の情報の共有

- 市民は、互いに、個人情報の保護には十分配慮した上で、積極的に情報の交換を行い、情報の共有に努めます。
- 市民活動を行う者又は団体は、その活動内容を地域において積極的に公開し、情報の共有に努めます。



## みんなで作った自治基本条例

明石市の自治基本条例は、平成18年7月に職員によるプロジェクトチームを立ち上げ検討を始めた。その後、自治基本条例検討委員会による検討、市民の皆さんとの意見交換会や市民フォーラム、市議会への報告会や意見交換、そして、市議会の審議を経て制定されました。

平成19年7月17日  
学識経験者や各種団体の代表者、公募市民など14名による検討委員会では、明石市にふさわしい自治基本条例の基本的な考え方について、委員同士でワーキング会議を行いながら、27回にわたり委員会を開催し検討しました。



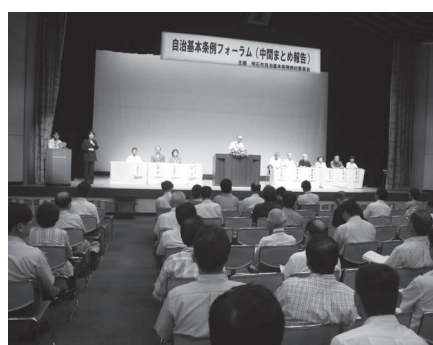
第1回明石市自治基本条例検討委員会

平成19年11月～平成20年3月及び平成20年9月～平成20年11月  
幅広い市民の声を自治基本条例の案作りに反映させるため、小中学校区での41回にわたる市民との意見交換会や、ボランティア団体、NPOなどテーマ型市民活動団体との意見交換会を開催しました。



市民活動団体や小中学校区での市民との意見交換会

平成20年8月6日  
検討委員会では、明石市にふさわしい自治基本条例の基本的な考え方について、「中間まとめ」を作成した後、広く市民のみなさんにその内容を報告するとともに、意見交換を行うため、「自治基本条例フォーラム」を開催しました。



自治基本条例フォーラム

平成21年8月18日  
検討委員会における27回にわたる会議を経て取りまとめられた「提言書」が市長に提出されました。



自治基本条例提言書